

平成21年度都道府県・政令指定都市  
犯罪被害者等施策主管課室長会議資料

# 福祉・医療・労働分野の 犯罪被害者等施策

平成21年5月27日  
厚生労働省政策統括官付  
社会保障担当参事官室

# 児童虐待・DV関係①

## ① 関係機関の連携の充実 (児童相談所・婦人相談所・学校・警察等)

### 子どもを守る地域ネットワーク(要保護児童対策地域協議会)の設置促進

住民に身近な市町村域において、保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等が、域内の虐待を受けた子ども等に関する情報や考え方を共有し、適切な連携の下で対応していくことが重要との考えの下に、平成16年児童福祉法改正において法定化し、さらに平成20年度には設置を努力義務化

平成17年6月1日現在  
市町村の設置率  
51.0%

平成20年4月1日現在  
市町村の設置率  
94.1%

(※虐待防止ネットワークを含む設置率)

### 施設内虐待の防止

平成20年12月に公布された児童福祉法等の一部を改正する法律(平成20年法律第85号)により児童養護施設等の内部における虐待防止の強化のため、虐待を発見した者の通告義務等を設けた。(平成21年4月施行)

### 配偶者等からの暴力(DV)被害者の保護と自立支援に向けた取組促進

○婦人相談所と、警察や福祉事務所等関係機関との連携  
連絡会議・事例検討会議の開催

○児童手当について、実際に児童を監護しているDV被害者に対し支給するよう、統一的な運用指針を策定

## 児童虐待・DV関係②

### ② 研修の充実による支援

#### ○ 日本虐待・思春期問題情報研修センター(子どもの虹情報研修センター)における専門研修の実施

- ・児童虐待問題や思春期問題に対応する高度な実践力を有する指導者の養成
- ・児童相談所、児童福祉施設、保健機関等において直接被害者からの相談を受ける職員を対象

#### ○ 民生委員・児童委員研修事業の実施

- ・民生委員・児童委員に対し、犯罪被害者等への対応を適切に行うため、守秘義務の遵守等を指導

#### ○ 配偶者からの暴力被害者等に対応する職員への専門研修の実施

- ・「二次的被害」といわれるように、対応職員から重ねて精神的被害を受ける場合もあるとの指摘に対応
- ・婦人相談所、婦人保護施設、母子生活支援施設、福祉事務所等において直接被害者からの相談を受ける職員を対象

## 児童虐待・DV関係③

### ③ 居住場所の確保等

児童相談所・婦人相談所による一時保護や  
一時保護委託の適切な運用

児童相談所・婦人相談所の一時保護所  
+  
婦人保護施設・民間シェルター等(平成14  
年度より)  
において一時保護を実施

被害者の個々の状況に応じて保護期間を  
柔軟に延長するなど適切に運用

婦人相談所が行う一時保護の委託契約施設

平成17年3月1日 198施設

平成20年4月1日 261施設

婦人保護施設・母子生活支援施設の機能  
強化

・夜間警備体制の強化  
・心理療法担当職員の配置

適切なケア  
体制の充実

一時保護の現状等を踏まえた改善

児童相談所一時保護所については、子どもの保護状  
況や職員の配置状況などを踏まえ、体制強化・充実を  
図っている。

- ・一時保護所の定員不足状態解消のための「一時保  
護施設等緊急整備計画」の策定
- ・一時保護所の心理療法担当職員を常勤化(平成2  
1年度より)

婦人相談所による一時保護の現状や一時保護委託先  
の状況に関する調査の結果に基づいた被害者支援の  
改善を行っている。

- ・婦人相談所一時保護所すべてに同伴児童のケ  
アを行う指導員を配置(平成19年度より)
- ・婦人相談所が民間シェルター等へ一時保護委託  
を行う際の委託費を引き上げ(平成20年度より)

夜間・休日対応の充実

児童相談所における「24時間・365日体制強化事業」  
平成20年度は児童相談所を設置しているすべての自  
治体で実施

## 医療・PTSD関係

### 研修の充実による支援

#### PTSD対策専門研修会の実施

- ・東京と大阪で年2回開催(3日間連続)
  - ・平成20年度 受講者数 139名  
(平成8年度から20年度 合計4,176名)
- ※アドバンスコースの設置  
より高度な診断評価・治療の技法等を身につけるため、医師、保健師等を対象に開催(平成18年度より)

### 救急医療に連動した精神的ケアのための体制整備

#### 臨床研修における精神科研修の必修化

- ・すべての研修医が、精神疾患に対する初期的対応と治療の実際を学ぶこととする

#### 救命救急センターにおける精神的ケアのための体制整備

- ・精神科の医師を必要に応じ適時確保することを各都道府県に求めている。

### 重度ストレス反応の治療等のための高度な専門家の養成及び体制整備に資する施策の検討及び実施等

平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3カ年計画で行っている。

具体的には、

- ① 犯罪被害者の精神状態についての実態とニーズ調査
- ② 医療場面における犯罪被害者の実態とニーズの調査
- ③ 精神保健福祉センター等の職員が犯罪被害者に関わる場合のマニュアル作り
- ④ 重度ストレスに対する心理治療の研究等について調査研究

を実施。

研究成果  
を踏まえ

- ・精神保健福祉センター等における相談支援の方法の提示(「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引き」の作成、配布等)
- ・犯罪被害者に対応可能な専門家の養成に資するカリキュラム、PTSD対策専門研修会のカリキュラム、思春期精神保健対策専門研修会のカリキュラムの見直し等の必要な措置を行った。

# 労働関係

## 被害回復のための休暇制度導入の是非に関する検討

(平成18年度)

犯罪などの被害に遭った労働者が被害を回復するための休暇制度の導入につき、アンケートを実施

(平成19年度)

調査結果を踏まえ、企業及び労働者に対し、同制度の必要性に関する周知啓発のためのリーフレットを作成

(平成20年度)

当該リーフレットに加え、

- 周知啓発に関するポスターの作成
- 同制度の導入状況等及び利用状況等に関するアンケート調査の実施

(平成21年度)

平成20年度の施策に加え、特に配慮を必要とする労働者に対する休暇制度の普及事業において、

- セミナーでの周知広報
- 休暇制度についてホームページへ掲載を行う予定

【参考】「労働時間等見直しガイドライン」(労働時間等設定改善指針)

(平成20年厚生労働省告示第108号)

2 事業主が講ずべき労働時間等の設定の改善のための措置

(2) 特に配慮を必要とする労働者について事業主が講ずべき措置

ト その他特に配慮を必要とする労働者

事業主は、労働者の意見を聞きつつ、その他特に配慮を必要とする労働者がいる場合、その者に係る労働時間等の設定に配慮すること

## 事業主等の理解の増進

・公共職業安定所において、事業主を対象に、母子家庭の母等に対するトライアル雇用事業を適切に運用

・公共職業安定所や独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、事業主を対象に、配置や労働条件等雇用管理全般に関するきめ細かな相談援助を実施

・公共職業安定所において、求職者を対象に、きめ細やかな就職支援を適切に実施

・独立行政法人雇用・能力開発機構都道府県センターにおいて、事業主を対象に、犯罪被害者等の雇用管理に資するテーマを取り上げた雇用管理講習会を実施